

大分市と大分県信用組合との包括連携協定書

大分市（以下「甲」という。）と大分県信用組合（以下「乙」という。）は、地方創生の実現に向けて、包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲乙双方が、双方に関する理念及び地方創生の実現に向け相互に協力を行い、もって将来にわたり「活力ある大分市」を維持することを目的とする。

第2条（協力事項）

甲と乙は、前条の目的を達成するため次の事項について協力する。

- （1）人口減少と地域経済縮小の克服に関する事
- （2）まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に関する事
- （3）地方創生に関する事

2 具体的な実施事項については、甲と乙が協議する。

第3条（甲の役割）

甲は、この協定の趣旨の周知を図るとともに、助言等必要な支援を行うものとする。

第4条（乙の役割）

乙は、この協定の趣旨のもと、第3条に定める事項について金融サービスの提供及び整備を図るものとする。

第5条（秘密の保持）

乙は、前条に規定する業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

第6条（協定の期間）

（1）本協定の期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の三箇月前までに甲乙いずれからも解除の申出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（2）期間途中で本協定を解除する場合は、解除の一箇月前までに申出を行うものとする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年10月20日

甲
大分市荷揚町2番31号
大分市
大分市長

乙
大分市中島西2丁目4番1号
大分県信用組合 理事長
理事長

佐藤樹一郎



吉野一孝

